

(出来高検収書)

問3 当社は、請け負った建設工事について、当該建設工事の一部を他の事業者（以下「下請業者」といいます。）に請け負わせております。下請業者に対しては、下請業者が行った工事の出来高について検収を行い、当該検収の内容及び出来高に応じた金額を記載した書類（以下「出来高検収書」といいます。）を作成し、それに基づき請負金額を支払っております。

現在、当該出来高検収書については、下請業者に記載事項の確認を受けており、これを保存することにより仕入税額控除を行っています。適格請求書等保存方式の下において、このような出来高検収書により仕入税額控除を行う場合、どのような対応が必要となりますか。

【答】

適格請求書等保存方式の下においても、建設工事を請け負った事業者（以下「元請業者」といいます。）が作成した出来高検収書を、下請業者に記載事項の確認を受けた上で保存することにより、仕入税額控除の適用を受けること（[基通11-6-6](#)）については、現行と変わりません。

なお、出来高検収書には、適格請求書等保存方式の下における仕入明細書等の記載事項（詳細については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問71](#)」をご参照ください。）が記載されている必要があります*。

※ 元請業者が出来高検収書を下請業者に交付し、それに基づき下請業者が請求書を作成・交付する場合において、当該請求書を仕入税額控除の適用を受けるために保存する場合には、当該請求書が適格請求書の記載事項（詳細については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問25](#)」をご参照ください。）を満たす必要があります。

したがって、ご質問の場合、貴社の取引の相手方である下請業者が適格請求書発行事業者であって、現在作成している出来高検収書を適格請求書等保存方式の下における仕入明細書等の記載事項を満たすものとして下請業者の確認を受けることにより、適格請求書等保存方式の下においてもその出来高検収書により仕入税額控除を行うことができます。

ただし、下請業者が適格請求書発行事業者でなくなったことにより、下請業者の行う建設工事が適格請求書の交付ができないものであることが判明した場合には、その交付ができないことが明らかとなる建設工事完了日の属する課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額から当該建設工事について出来高検収書により仕入税額控除の対象とした金額を控除することとなります。